

(様式第1号)

平成27年度第1回 芦屋市都市景観審議会 会議録

日時	平成27年 6月 3日 (水) 15:30~17:30
場所	北館4階 教育委員会室
出席者	会長 三輪 康一 委員 栗山 尚子, 小浦 久子, 高野 佳子, 林 まゆみ 前田 由利, 渋谷 準, 柏樹 容子, 木野下 章 欠席委員 村上 恵美子 事務局 岡本副市長, 宮内技監, 山城都市建設部参事, 東都市計画課長 辻都市計画課係長
事務局	都市建設部都市計画課
会議の公開	■ 公開
傍聴者数	0 人

1 会議次第

- (1) 開会
- (2) 副市長挨拶
- (3) 委員紹介
- (4) 事務局紹介
- (5) 会長挨拶
- (6) 議事
 - 1 委員出席状況報告・会議の成立報告
 - 2 署名委員の指名
(説明事項)
 - ア 芦屋市屋外広告物条例の制定について
 - (ア) 屋外広告物法と兵庫県屋外広告物条例について
 - (イ) 芦屋市屋外広告物条例(案)の骨子について
 - (ウ) 芦屋市屋外広告物条例(案)について
 - (報告事項)
 - ア 景観地区における認定状況について
 - イ 芦屋市景観アドバイザー会議の開催状況について
- (7) その他
- (8) 閉会

(開 会)

○事務局(東) それでは、ただいまから芦屋市都市景観審議会を開催させていただきたいと思
います。

本日はお忙しい中、また足元の悪い中、芦屋市都市景観審議会にご出席いただきありがと
うございます。

私は、本日の進行を努めさせていただきます都市計画課長の東です。よろしくお願
い致します。

会議に先立ちまして、お手元の資料の確認をお願いいたします。まず、会議次第、出席者名
簿、景観地区の日程調整、アドバイザー会議の開催状況、それと冊子になります芦屋市の景観
計画が冊子刷り上がりしましたのでお持ち帰り用として置いてありますので、お荷物になりますけ

れども持ち帰り頂ければと思います。以上ですが、ない部分はございますか。もしあれば事務局へお越しいただければと思います。

それでは、岡本副市長から開会の挨拶をさせていただきます。

- 岡本副市長 皆さんこんにちは。いつも景観行政につきましてなにかと御協力頂きましてありがとうございます。また本日はお忙しい中芦屋市都市景観審議会にご出席いただきましてありがとうございます。

昨年の4月から景観行政団体に移行いたしまして、今日お手元に配布しています景観計画の作成に取り組み、また今日ご審議を頂きます芦屋市にふさわしい「屋外広告物条例」の策定にむけて取り組んでまいりました。いろいろご意見を頂きたいと思っていますのでどうぞ宜しくお願い致します。

- 事務局（東） ありがとうございます。続きまして、次第の3番になります「委員紹介」ということですが、4月に異動がございまして新たに委員になられた方がいます。兵庫県常城参事に代わりまして柏樹参事に新しく来て頂いております。簡単に一言お願いします。
- 柏樹参事 兵庫県の阪神北県民局の宝塚土木事務所、宝塚に常駐しております。管内は阪神間全土です。どうぞ宜しくお願い致します。
- 事務局（東） ありがとうございます。では前回ご出席いただいてなかったということで、小浦委員からも一言お願いします。
- 小浦委員 この4月から神戸芸術工科大学へ移りました。長い間芦屋市の景観について一緒に考えさせていただいております。今回審議会委員という事でさせていただくことになりましたので、今後ともどうぞ宜しくお願い致します。
- 事務局（東） ありがとうございます。続きまして、事務局のほうも新たに紹介させていただきます。この4月に異動がありまして、前任の宮崎技監から宮内技監に代わっております。
- 宮内技監 宮内でございます。今後ともよろしくお願いたします。
- 事務局（東） 続いて林参事から山城参事に代わっています。宜しくお願いします。
- 山城参事 山城でございます。宜しくお願い致します。
- 事務局（東） 以上で、事務局の紹介を終わらせて頂きます。

それでは三輪会長様ご挨拶と引き続きの進行をお願い致します。

- 三輪会長 皆様お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。今年度第1回目の景観審議会という事で、新しく委員にご就任された方、市でご担当いただく方々、どうぞ宜しくお願い致します。

さて本日は「屋外広告物条例」の策定にかかわる重要な案件について審議させていただきます。この条例ですが、芦屋の景観にふさわしい思い切った内容が含まれています。宜しくお願いします。

最初に、本日の会議の公開についての取扱いでございます。「芦屋市情報公開条例」第19条では一定の条件の場合で、委員の3分の2以上の多数により非公開を決定した場合を除き、原則公開としております。この一定の条件というのは、第19条第1号で非公開が含まれている事項について、審議・審査・調査等を行う会議を開催するとき。第2号では会議を公開することによってもうひとつの運営に支障が生じる場合でございます。

本日の議題につきましてはこれに該当するものがないということなので、特に非公開にすることはございません。ご異議はございませんでしょうか。

ご異議がないようですので進めさせていただきます。傍聴の希望はございませんでしょうか。

- 事務局（東） ございません。
- 三輪会長 それでは議事に入りたいと思います。事務局から本日の会議の成立についてご報告をお願いします。
- 事務局（東） 本日の委員出席状況につきましては、委員10名中9名の出席により過半数超

えておりますので成立でございます。

○三輪会長 ありがとうございます。

次に本日の会議の署名委員を指名させていただきたいと思っております。会議録の署名ですが、本日は前田委員と栗山委員にお願いしたいと思っておりますが宜しいですか。

○三輪会長 ではお願いします。

次に議題ですが、説明事項1件、報告事項2件あります。今回説明事項につきましては少々ボリュームがありますので、3回に分けてそれぞれ意見をお伺いしたいと思います。

それでは「芦屋市屋外広告物条例の制定」について事務局から説明をお願いします。

○事務局(辻) 都市計画課の辻と申します。宜しくお願い致します。

それでは会議次第にございます説明事項の「ア 芦屋市屋外広告物条例の制定について」の「(ア) 屋外広告物法と兵庫県屋外広告物条例について」ご説明させていただきます。

おそれいりますが、座って説明させていただきます。

事前に送っております資料の1ページをご覧くださいませでしょうか。

まず、屋外広告物に係る規制について、基本となる法の成り立ちからご説明させていただきます。

1ページの項目1でございますが、屋外広告物法第1条によりまして、規制の必要性としまして、大きく2種類に分けられます。一つは、良好な景観の形成と風致の維持、もう一つは公衆に対する危害の防止でございます。法に基づく条例を制定するにあたって、この二つの目的を背景とした規制を行うこととなりますが、言い換えますと、ここにはない内容を規制することはできません。

次に、項目の2、屋外広告物の定義についてご説明致します。屋外広告物法第2条にある「常時又は一定の期間継続」とは、定着性を有するものという意味であり、街頭で配られるビラやチラシ等は該当致しません。次に「屋外」とありますとおり、建物や車の屋内に表示されるものは、たとえそれが屋外に向けてのものであったとしても対象外となります。このため見え方が同じでも、ガラスの外側と内側に貼られているものでは扱いが異なります。次に「公衆に表示」とは、一般的に建物の管理権等から総合的に判断することになり、駅の改札内側や大学の構内にあるものについては、屋外で表示されていても対象にはなりません。言い換えますと、こういった一部のものを除き、ほとんどが屋外広告物に該当することになり、営利非営利に関わらず、広く法又は条例に基づく規制を受けることとなります。資料のイラストでは、代表的な屋外広告物について記載しており、一般的にこういった種類に応じて条例の規制を受けることとなります。

続いて項目の3には、屋外広告物法の沿革について記載しております。屋外広告物法の前身であります、「旧広告物取締法」には「安寧秩序」や「善良風俗」といった言葉が見受けられ、広告の内容も含め広汎な規制がなされていたようですが、戦後に先ほど説明した内容に改められました。このため、現在の屋外広告物法において、広告の色や大きさを規制することはできませんが、広告の内容自体を規制することは一般的に難しいと考えられています。屋外広告物法が制定されたもう一つの意図は、それまで国が直轄して行っていた規制を、地方自治を推進する観点から、都道府県の条例に基づく規制が主体となった点が挙げられます。それ以降の主な改正については、資料のとおりです。

次に、項目の4では条例を策定できる自治体を列挙しております。都道府県、特別区、政令市と中核市に加え、平成16年より景観行政団体等が条例を策定できるようになっております。本市は、昨年4月1日より景観行政団体となっておりますので、全市景観地区にふさわしい広告物のあり方を規定し、さらなる良好な景観の推進を図るため、屋外広告物条例を制定したいと考えております。ただ景観行政団体等は、屋外広告物法で定められているすべての内容を条例で定めることはできず、屋外広告物の登録等については除かれますので、その事務につい

ては、引き続き県が執り行うこととなります。

次に、現在の県条例に基づく規制についてご説明致します。資料の3ページからをご覧ください。少し資料を横向きに見て頂いて、3ページ右側には県条例に基づく規制のあらましが記載されています。県条例では、禁止地域と許可地域という概念があり、禁止地域では広告物を掲出できる限度いわゆる総量規制が設けられていますが、許可地域において総量規制はございません。本市では、奥池周辺を含む市街化調整区域が第1種禁止地域、用途地域が1種・2種低層、1種・2種中高層の地域が第2種禁止地域となっておりますので、市域のほとんどが第2種禁止地域となります。第3種禁止地域は、平面的に区分された地域ではなく、高速道路の路面から高さ15メートルの空間に限定して設けられている地域で、高速道路からの見え方に配慮して規制が設けられています。本市では、阪神高速神戸線と湾岸線がそれに該当します。これらの禁止地域を除く駅前等の近隣商業地域や商業地域、国道沿いの第1種住居地域などは、すべて許可地域となります。このため、一般的に規模の大きいものや目立つ広告は、国道沿いや駅前に集中しています。

また、橋やトンネル、信号機や標識などの構造物は禁止物件として定義され、原則広告物の掲出が禁止されています。

資料の4ページには、許可地域における許可基準について、広告物の主な種類に応じて記載しています。後ほど市条例の骨子を説明する際に触れさせていただきますので、ここでの詳しい説明は省略させていただきます。

資料の5ページをご覧ください。左側には、条例の適用除外となる広告物の概要を掲載しています。建築確認の標識等、他の法令によって掲出する広告物や、規模の小さい公共広告物、選挙用ポスターなどは、基準等も含めすべての地域において適用除外となります。自己が運営する店舗や事務所の屋号などの自家用広告物及び建物や土地を管理するうえで必要となる管理用広告物のうち規模の小さいもの、講演会や冠婚葬祭のための一時的な広告物等については、基準は適用されますが、許可不要で掲出することができます。また、禁止地域においては広告の用途が限定され、自家用広告物及び管理用広告物のほか、案内誘導のための広告物も規模を限定して掲出することができます。

5ページの右側にはその概要が掲載されています。各禁止地域における許可が不要な広告物の規模と、許可を取得したうえで掲出できる広告物の規模、彩度の高い色の使用範囲や、ネオンサインの原則禁止等について挙げています。

以上で簡単ではございますが「(ア)屋外広告物法と兵庫県屋外広告物条例について」の説明を終わらせていただきます。

- 三輪会長 ありがとうございました。ご質問、ご意見ございますでしょうか。
- 木野下委員 説明の中で定着性という言葉を使われましたが、どのようなことを定着性があるというのですか。時間的なものもあると思いますが。教えてください。
- 事務局(東) のぼり旗等については違いますけども、建物であるとか土地であるとかに定着したものであって、移動して看板を置くという事は基本的には認められていません。
- 木野下委員 定着性を有すると判断するのは誰ですか。
- 事務局(東) 所管が判断します。あっちいたりこっちいたりというような自由に動けるようなものは広告物とはしない、ちゃんとしたものとして屋外広告物を作ってもらおうという趣旨になっております。
- 三輪会長 置看板は。
- 事務局(東) 置看板は基本的に駄目だという事になっております。今回の条例では、軽微なもので景観を害しないというものであれば認めるような案にしたいと考え、今回提出させて頂いております。例えば、レストランのメニューの黒板にチョークで書いているようなものは、景観上悪いものではないですし、そのような情報は利用者にとっても必要な情報でございます

ので、それを全て駄目というのは違うのではないかと考えております。ただ必要以上の規模のものは趣旨とは違ってきますので、一定の規模のものとさせて頂きませうけれども、今回新たに今まで駄目だったものをできるようにさせて頂きませう。そういう意味では、今あるものを厳しくするだけではなくて、取捨選択してやっていきたいなと。

○柏樹委員 現行の県条例では、置看板は禁止地域のみ掲出ができません。芦屋市では禁止地域が多いので、結果として置看板が掲出できなかつたと説明して頂かないと。県条例が全て置看板を禁止しており、それはおかしいという説明は少し誤解を与えようと思ひますので。

○事務局（東） すみませう。説明が不足しておりました。

芦屋市では、一番多い用途地域である第一種中高層住居専用地域が禁止地域となっておりますが、住宅地に建てられたお店があるというのも芦屋の街並みの特色になっておりますので、そういったものは認めていきたいという事です。言葉足らずで申し訳ございませうでした。

○三輪会長 それでは引き続き事務局から説明をお願い致します。

○事務局（辻） 続いて「(イ) 芦屋市屋外広告物条例（案）の骨子について」ご説明します。

おそれいりませうが、座つてご説明させていただきます。

資料の6ページをご覧ください。

まず項目の1から順番にご説明させて頂きたいと思ひます。県条例では広告主や広告を管理する者、広告業者に関する規制はありますが、広告物を設置する建築物や土地の管理者についてはあまり触れられておりませう。これを定義し、広告物の総合的な適法性を確保する責任の一端を担っていただこうと考えております。

次に項目の2について、一般的な条例であればそれぞれの立場における責務が規定されておりますが、県条例にはそのような記載がありません。これを規定し、各自の役割を明確なものとする事により、条例の遵守を促すものとしませう。

次に項目の3ですが、(1) 管理義務と(3) 除却義務については、県条例においても規定がございませう。しかしながら、それらの義務は主に広告主が負うものであり、一つの建築物において複数の店舗や事務所がある場合に、それらの広告物のバランスをとったり、全体のデザインや大きさを調整したりする規定はありません。これを新たな義務すなわち(2) 調整義務として規定し、広告主だけでなく、項目1で述べた物件管理者もその義務を負うものとしませう。

続いて項目の4ですが、先ほどご説明したように、現在は3種類の禁止地域と許可地域、計4地域に分かれております。また「禁止地域」と定義されていても、すべての広告物が禁止されているわけではないこともご説明したとおりです。この「禁止地域」「許可地域」という用語は市民の方から誤解を受けやすいと考えましたので、「規制地域」という用語に統一し、地域の特性に応じて7種類の地域に区分します。(1) から(4) の特別地域は、芦屋市景観計画において「景観計画重点地域」又は「屋外広告物規制重点路線」に位置付けられており、本市における景観形成上重要な地域として、他よりも厳しい基準を適用することとしませう。また(5) から(7) の地域については、現在の禁止地域や許可地域における区分の考え方を引き継ぎませうが、第3種禁止地域にかかる考え方については廃止するものとしませう。

続いて項目の5、規制内容についてご説明致します。

まず(1) 屋上広告等の禁止でございませう。本市における屋上広告の数はそんなに多くはありませうが、やはり他の広告と比べると規模が大きく、周囲への影響も大きいものがあります。本市では高度地区等により、建築物の高さを厳しく規制してありますが、広告物は建築物の竣工後に設置されるため、高さ規制の網を逃れることが多く、スカイラインを乱す一因にもなりませう。こういったことを防ぐため、新条例では、建築物の高さを超える部分における広告物の設置を禁止することにより、市域全域において屋上広告を禁止します。

次に(2) 壁面突出広告の原則禁止でございませう。壁面突出広告は、車からの視線を意識して、幹線道路沿いに設けられることが少なくありませうが、道路際において、店舗ごとに色も

形も異なる広告が競って掲出される通りの光景は、美しい景観とは言えません。また、高い箇所に設置されるものは維持管理が難しく、その危険性を十分把握していない広告主も少なからずいらっしゃいます。今年2月に起こった北海道における広告物の落下事故は、この壁面突出広告の維持管理が十分になされていないがために起こりました。新条例では、景観と安全性両方の観点より、適正な管理ができる小規模なものを除いて、壁面突出広告を全面的に禁止します。

続いて（3）壁面広告の規制強化でございます。県条例では、壁面広告を掲出するにあたり、壁面に対する割合を決めることにより、規模を制限しています。現時点では、住居系の地域は壁面の5分の1まで、商業系の地域は壁面の4分の1まで広告物を掲出することが可能です。ただし、ここでいう「壁面」とは、建築物全体の壁の見付面積のことであるため、1階が店舗で、2階以上がマンション等のいわゆる「下駄ばきマンション」などの場合、店舗の規模に比してかなり大きな広告を掲出することが可能です。新条例ではこういったことを防ぐため、「壁面」の定義について、広告を掲出する店舗が占有している部分の壁面積に限定し、適正な規模の広告が設置されるようにします。また、場所によっては、設置できる高さや1個あたりの面積の上限を設け、周辺景観に配慮することとします。

次に（4）建植広告の規制強化でございます。柱等によって自立する広告物を「建植広告」と呼び、一般的に、表示面が表裏2面だけのものを広告板、立体的で表示面が3面以上のものを広告塔と言います。県条例では広告板と広告塔で規制がかなり異なり、広告塔の基準のほうがか緩いため、広告板を無理矢理広告塔に改装するようなケースが出てきています。こういった状況を改めるため、双方の規制内容を厳しいほうに統一し、さらに地域によって高さや面積の上限をさらに小さくすることにより、景観へ配慮します。

続いて（5）総量規制の強化でございます。先ほどご説明しました通り、県条例では禁止地域において、自家用広告物を掲出できる上限が定められています。現在、この基準は1事業所あたりに適用されますので、テナントビル等複数の店舗が入っている建築物においては、結果的にかなり多くの広告物が掲出できるようになっています。新条例では、これらの規定を事業所ごとではなく建築物ごとに適用することにより、広告物が周辺景観に及ぼす影響を最小限に抑えます。

次に（6）色彩にかかる規制強化でございます。京都市の事例に代表されるように、景観に力を入れている自治体では、広告物の色を厳しく規制していますが、県条例に基づく色彩の規制は、一部の地域や一部の広告物に限定されています。新条例では、これを全ての広告物に拡大し、地域ごとに強弱をつけることにより、適正な規制とします。色を「禁止色」「アクセント色」「規制色」の3段階に分け、広告物への使用をそれぞれ制限することにより、本市の景観にふさわしい落ち着いた広告デザインを誘導します。

続いて（7）文字の大きさの制限でございます。広告としてのインパクトを強めるために、派手な色やデザインを使うことはよくありますが、時には大きな文字を使用することもあります。広告の規模に比べて大きすぎる文字は、全体のデザインを損ない、圧迫感を感じさせ、周辺の景観にも影響を与えます。このため、県条例では文字の大きさに関する規定はありませんが、新条例では1文字あたりの大きさを規定したいと考えております。

次に（8）その他の広告物の禁止でございます。県条例で認められているアドバルーンは本市の景観にそぐわないため全面禁止とします。また、のぼり旗等は、設置が簡単でコストも安いいため、業種や地域に関わらず多用されていますが、通り景観に与える影響が大きく、道路上に設置されるものは通行の安全も妨げていることから、一部の地域を除いて設置を禁止します。さらに、LED等の光源が露出している広告物については、県条例における禁止地域では禁止されていますが、これを市域全域に拡大し、小規模なものを除き全面禁止としたいと考えています。

大項目に戻り、6の基準緩和ですが、県条例においても500㎡を超える店舗や、3000㎡を超える店舗においては一定の緩和があります。この考え方を継承し、さらに10,000㎡を超える超大規模店舗においては、合理性が認められる範囲において、さらに緩和できるような規定について検討しております。また、基準に合わなくとも良いものは認めていくという考えから、景観に配慮している良いデザインのものについては、基準に関わらず許可できるような仕組みづくりを検討しています。

次に項目の7ですが、一般的に広告物の許可は期限が設けられ、その期限が切れる前に更新の許可を受ける必要があります、県条例では最長2年と規定されています。これを見直し、有資格者によって適正に管理されている物件の許可期間を最長3年とすることにより、申請の負担を軽減します。さらに現在、新規許可時、変更許可時、更新許可時のいずれの場合も徴収している手数料について、更新許可時は手数料を免除することにより、広告主の負担を減らし、適正に申請書が提出されるよう促します。

続いて項目の8についてご説明致します。現在、県条例に基づき適正に掲出されている既存広告物のうち、新条例施行後に基準に適合しなくなるものについては、一定の経過措置を設けます。資料の図にありますとおり、施行日から最長5年間は県条例の基準に基づき掲出できるものとし、その期間内には是正計画を提出し、市が認めたものについては、さらにその期間を5年間延長できるような措置を検討しております。また、既存不適格広告物の早期の是正撤去を進めるべく、当初5年間の是正に対してのみ適用される補助制度の新設についても検討しております。

以上で「(イ) 芦屋市屋外広告物条例の骨子について」の説明を終わらせていただきます。

- 三輪会長 それではご意見ご質問はございますか。
- 渋谷委員 広告物は5年を境に新しい基準に変わっていくということですか。
- 事務局(東) 基本はそうです。ただ、先ほどの定着ということもあって、堅固で大きなもので費用がかかっているものもございますので、そのようなものについては是正計画を提出することで、最長10年間はそのまま掲出できるとさせて頂きたいと考えております。全体的な内容は、最初に会長がおっしゃった「芦屋の景観にふさわしい」という言葉通り、かなり厳しくなっています。
- 木野下委員 今回の条例の規制で是正しなくてはならない、そういった広告物はどれぐらいあるのですか。
- 事務局(辻) 芦屋市に現在許可がでている物件で調査をしましたところ、だいたい37%程度でございます。色彩についてはマンセルで細かい規定がなされており、簡単に判断できませんので、色彩の規制は除き、屋上広告や突出広告などの規模や形態、大きさなどを確認したところ37%程度となっております。これ以外にも許可を取得していない広告物や、そもそも許可を必要としない広告物もございますのでそういったものを含めると少し数は増えるかと思えます。
- 木野下委員 パーセンテージはだいたい4割弱なのだろうという事ですけども、件数は何件ぐらいですか。
- 事務局(辻) 看板の個数でいきますと、845個中318個です。
- 木野下委員 許可していないものも結構ありますよね。

来る途中に看板を見ながら来たのですが、例えば2号線沿いに真っ赤な看板を出しているところがあるのです。そういったところが対象になるのかなと思ったら結構あるなと思いました。洋服屋さんのような大きな看板も入ってくるし、かなり影響を受けるだろうなと。今回10年間と決められたのはなぜですか。京都は7年間ですかね。

- 事務局(東) 基本的には5年です。財政部局で最終の詰めが終わっていませんが、除却費用あるいは新設費用の一部を助成することによって、それが促進されるのではないかなと考えて

います。

- 木野下委員 京都なんかでは、7年経って付け替えの時にいろいろ問題があちこちで起きたと思うのですね。状況によっては何をやっているのか、何屋さんかわからなくなってしまうというようなものが例として出てきていると思うのですが、生業がきちんと成り立つようなことも必要なと、特に中小・零細の方たちにとってみれば、看板だけで生きているみたいな、何屋さんとわからなければ商売できなくなるみたいなことが出てくるだろうと思うのですが。そういった辺りをきちんと配慮していかなければならないだろうと思うのですが。その辺はどうでしょうか。
- 事務局（東） 突出し看板につきましては、市長が建物の上にも横にも出さないというようにするというので、原則禁止とさせて頂いています。そういったものについても、委員がおっしゃられるように、見え方ということでは割と見やすいものもあると思います。ただ大きな看板をあげますと、対比の中で小さい看板が必要な大きさであっても逆に見えなくなってしまうこともあるので、必要な看板だけを掲出することによって、大きな看板をあげている業種だけが目立つのではなくて、必要な業種が全部わかる本来の屋外広告物の役目を果たせるようにしたいと考えています。
- 木野下委員 大規模店舗については、大きい店舗に見合っただけ大きい看板が出せますよというように聞いたと思うのですが、大きければ大きいほどいいよということではないですね。
- 事務局（東） ですから今回一定規模までしか認めていません。
- 木野下委員 ただ大きさが認められるものについては、そういうことがあるという事は建物の規模に応じてというようなことなのでしょう。
- 事務局（東） いえ、規模に応じてではありません。突出し看板については、片側1㎡までというような規制にさせて頂いております。
- 木野下委員 突出し看板でなくても。
- 三輪会長 どの話ですか。基準の緩和の話ですか。10,000㎡を超える大規模店舗にかかわる話ですか。
- 事務局（東） 緩和については、一施設という形での内容になってございますので、施設が大きくなりますと、必要な広告が見えないということもありますので、一定配慮しようという事です。また、いい看板であれば基準を超えていても認めたいと考えています。
- 林委員 広告板と広告塔の記述がありますが、これは広告塔のみを規制するということですか。それとも広告塔は含まれないのでしょうか。
- 事務局（東） 広告板と広告塔、二つの基準については、裏をかくというのでしょうか。規制の緩いほうは適用されるように、広告板の厚みのほんのちょっとしたところに表示を行い広告塔として扱われるような、条例内容を逆手にとるケースも出てきています。芦屋については広告塔を大きくするという意味もございませんので、厳しいほうの規制に合わせさせて頂いたということです。
- 林委員 書き方なのですが、広告板も広告塔も合わせて統一すると書いておかないとわかりにくいです。
- 事務局（東） はい、わかりました。
- 林委員 あとわかりにくいのが、基準緩和のところで「それ以外の広告物についてデザイン性の高いものや市内の景観の向上に認められているものについては芦屋市景観アドバイザーの意見を聴いた上で基準を緩和します」とありますが、意見を聴くだけでアドバイザーが駄目と言っても緩和することもあるのか、聞くというのが正しいのか、意見はとりあえず聴きましたというプロセスについて、どこまでアドバイザーの意見が確保されるのかちょっとわかりにくかったです。

- 事務局（東） アドバイザー会議にかけて「なるほどそれはいいデザイン、いい屋外広告物ですね」というお墨付きを頂いたものについて認めるということです。規制をかけているからといって、いいものを排除するというのは本末転倒なので、いいものはちゃんと認めるというシステムにしたいという思いでこのような案にさせて頂いています。
- 林委員 では、アドバイザーからのポジティブな意見も受け入れるということですか。
- 事務局（東） そうですね。
規制がきついがゆえに、いいものであっても諦めざるを得ないという事があってはいけないということから、いいものは積極的に認めていくというスタンスでいきたいと思いません。
- 林委員 「色彩に係る規制強化」なのですが、コンビニの激しい色は建物の色なのか広告の色なのかどのように仕分をされているのですか。
- 事務局（東） いろいろありますが、大体全ての店舗で同じ意匠になっています。それも含めて、店名を書いてあるものだけが看板ではなくて、全体を看板という形で現在でも取り扱っております。ですから、規制が厳しい地域においては帯の幅を細くするというような仕様も出てきていたり、イメージの色をあまり使っていないような形に切り替わってきたりしています。すべて原板を作って同じ店舗が使っていますので、原板ごと変える必要がありますから、初期費用がだいぶかかるとは思いますけども。
- 林委員 よくシックなブラウンだけの色彩のものとか出てきていると思いますが。
- 事務局（東） そうですね。先ほども言いましたが、企業側もイニシャルコストがかかりますから、そういう時は変えざるを得ない新しい基準によって、デザインを変えていっているということもあるかと思えます。
- 三輪会長 ありがとうございます。他にありますか。
- 栗山委員 2点確認したいことがあるのですが、1点目は今議論している「屋外広告物条例の骨子」は市役所のホームページで公開されるのかということ。2点目は基準緩和にある合理性の判断というのはどんな形で行うのか、デザイン性の高いものは景観アドバイザーに聞くと書いてあるのですが、合理性の判断というのは誰がというのを書いていなくて気になったので。
- 事務局（辻） 内容を公開するかどうかについては後ほど改めてご説明させていただきますが、条例策定に向けてパブリックコメントという手続きが必要となりますので、骨子の内容を窓口及びホームページにて公開し、広く意見を募集する予定でございます。
2番目の質問の「基準緩和」につきましては、現在兵庫県で500㎡を超える店舗について駐車場を誘導するような広告物につきましては、本来建植の広告物というのは全体の敷地や物件の中の2基までという基準があるのですが、500㎡を超える店舗はそれをもう少し緩和しましょうとか、駐車場誘導はそもそも数から除きましょうという規定がございます。あとは芦屋市内において、大規模というトラポルテとかラリーブとかございますが、そちらにおいても2期までというようにすると少し厳しすぎるかなと。接道幅も接道数も多くなりますので、接道の規模において緩和するという内容を考えています。検討段階でございますが、緩和できる上限を定めた上で、緩和できるかどうかについては協議が必要であるという仕様にしようかと現時点では考えております。合理性が認められるから何でも認めるということではないです。
- 栗山委員 状況に応じて合理性を協議する場はいろんなところであるということですね。景観アドバイザーが判断するのではなくて。
- 事務局（辻） 景観アドバイザーにつきましては、小規模なものであってもデザイン性が高いものを認めて頂くためにアドバイザー会議をかける。超大規模なものについては、事

務局である程度判断させていただきます。

○小浦委員 確認ですけれども、規制しようとする対象をもう少し説明の時にわかりやすくしたほうがいいと思います。芦屋市では、基本的には商業系と幹線道路沿い以外については自家用の広告物しか認めないですよ。また、それを申請しなくていい規模があつて、小さな店の看板とかは許可不要で掲出できるという前提がありますよね。そんな中で何が目的かという、街並みに影響が出るような規模のものについてはきちんと申請を出して頂いて、そのルールを決めていきたいと思いますという趣旨だということですよ。

さっきの緩和の話も、案内板の案内広告物的なものについてという事ですね。駐車場の案内という話が出ていましたけれども。つまり〇〇店の駐車場っていう、店と駐車場の案内が「ここ入口」とかそのようなやつですよ。

○三輪会長 それだけではなくて、もう少しいろんなものが対象ですよ。

○委員 ほかのものも入っているのですか。

○事務局（辻） 例えば、現時点で南芦屋浜特別地域は、県条例に基づく広告物モデル地区の規制を引き継ぐ形、要するに商業系の地域においても総量規制を設けるというように考えております。総量規制の内容について説明しました通り、建築物において総量規制を設けるのであれば、超大規模建築物においては1店舗あたりの広告物が相当小さくなってしまいう可能性が考えられますので、そういった場合には若干緩和する必要があるのかなと考えております。それについては緩和内容がまだきちんとまとまっているのではなくて、現状を考慮しながら新しい緩和基準を作っていく必要があると考えています。

○小浦委員 そこがまだよくわからない。その緩和という言い方がいいのか、例えば景観における一帯でなにか誘導するようなフレームにするほうがいいのか、量的な緩和だけでいくと全体にしっくりきていないような気がする。かなり抑えた中でいいものをいい形にしていく、小さいものであれ大きいものであれ。それを小さいものはデザインで、大きいものは量でと言ったところに違和感があつて、大きいものはもう少し景観とセットのプロセスレビューとか、量だけで変わっていつてしまっているのかなと思いました。

○事務局（辻） そもそも超大規模店舗における緩和は市内でそんなに多くなく、さっきご説明した店舗ぐらいです。例えば、南芦屋浜の商業施設でいいますと、全体の面積20㎡以下個数4枚以下とするという現在の基準の案がございます。そこで超大規模ですと店舗が4つ以上ずつつ入る可能性があるのです。しかも1つあたりの店舗面積が非常に大きい。そうすると20㎡4枚という基準は簡単に超えてしまうので、そういった場合の対応というのはいくつか必要かなと思います。

○小浦委員 それは理解できるのですけれども、それも緩和の仕組みとしてもう少し景観的要素を入れたセットした緩和ということでもいいのではないかなと思います。小さいのと同様にね。そういうのがあつてもいいのではないかなと思います。

他の規制が景観という観点から決まっているのと同様に、量だけじゃなくてももう少し景観的なチェックがかかるような緩和の仕組みにしてはどうでしょうかという事です。

○事務局（辻） 仮にその超大規模なものを事務局だけで判断するのではなくて、景観アドバイザーに聴くというようなことが、ひとつの案として考えられるという事ですか。

○小浦委員 量をどこまでするのかということと、なにで決めるかということですよ。だから量についても、バランスだったり、デザインだったり、一体で議論したほうがいいのではないのかということです。

○柏樹委員 基本的にその部分は切り分けないとしんどいかなと思います。

今数字だけが出ていますのでそのための考え方は聞いていますが、どうもよくわからない。屋外広告物条例としての全体像の考え方の説明がされてなくて、県条例との違いというパーツだけずっと説明を受けたので。

今回「屋外広告物条例」を制定されるにあたってのポリシーとか方針、全体像みたいなものは、いつ出てくるのと思っていました。

○小浦委員 資料の作り方として、骨子というところが用語の定義から始まっているではないですか。用語の定義の前に、芦屋市の屋外広告物の方針みたいなものを少し書いて、いわゆる商業地及び幹線道路以外では自己用の広告物のみにする。そのような基本方針とか、いいものにしていくために量的な規制を考えたいとか、そういう前の部分を冒頭に書いて、資料として外に出していくってということが大事だということに思います。

○事務局（東） わかりました。

○小浦委員 基準的なことは、いろいろなデータとかこれまでの蓄積でチェックできると思いますけども、政策としてのポリシーというのは今柏樹さんがご指摘頂いたように、芦屋にとってすごく大事な部分だと思うのです。なので、その辺りは少ししっかり書いたほうがいいと思います。悪いことをしようとしている訳ではないので、むしろ積極的に外に発信していいものを作っていく方向で考えてくださいという、誰もが規制と言ってしまうと縮こまってしまうので、そうではなくていい街並みとしての広告をつくりましょうという事で、その屋外広告物の必要性であるとか、そういうのをすごく大事だと認識しているという事も含めて。

これからは読み取りにくいかもしれませんが、たぶんひとつには地域をこのように7つに割ったと。つまり禁止地域、なんとか地域という広告物条例の概念があるのだけれど、そのまま使うのではなくて、何をしたいかというようなことで地域に割ったのですが何をしたいかは伝わっていないわけですよ。少し全体像についてご説明いただいたほうが良いと思います。

○三輪会長 おっしゃっているのは、地域の広告物に関する環境や景観的イメージについて、どのような将来像を抱いているのかというのをそれぞれ記述するということですか。

○小浦委員 資料に芦屋市の図がついていますよね。この図についてもご説明いただきたいと思います。

○三輪会長 議論を継続しながら、次の内容も合わせて説明頂いて宜しいですか。

○事務局（辻） はい。それでは「(ウ) 芦屋市屋外広告物条例（案）等について」ご説明致します。

資料の12ページをご覧ください。ここから22ページにわたって、新条例の案を記載しております。簡単にご説明申し上げますと、第1条から第7条の総則においては、条例の目的や定義、市や市民の責務について記載しております。第8条から第19条においては、許可に係る条件や基準、期間等について定め、第20条から第22条では主に広告主が果たすべき義務について記載しております。第23条から第34条までは、違反広告物に対する処分や措置について定めており、第35条から38条までは条例違反に関する罰則について定めております。先ほどご説明しました条例の骨子以外の内容については、県条例や国ガイドラインを参考に作成しており、現在法制担当と協議を進めております。

次に、屋外広告物条例における本審議会の位置づけについてご説明致します。資料の14ページ4行目にある第9条第3項と、資料の15ページ5行目にある第10条第4項において、本審議会に関する記述がございます。すなわち、第9条に定める広告物等規制地域を指定しようとするとき、また第10条第1項第6号に基づき電柱や街灯を禁止物件とする区域を指定するとき、また第10条第1項第13号に基づき新しい禁止物件を指定するときには、本審議会の意見を聴かなければならないと規定しています。これらの内容については、次回の都市景観審議会において、正式に諮問させていただきたいと考えております。

資料の23ページと24ページには、地域ごとの規制を表にして記載しており、25ペ

ージと26ページは県条例と比較する形で記載しております。赤の表記は、県条例よりも厳しくなっている部分、緑の表記は県条例と概ね同様とみなせる部分、青の表記は県条例よりも緩和されている部分となっております。

続いて資料の27ページをご覧ください。広告物規制地域の区分について、市域を色分けしたものを記載しております。チャンネルパークにかかる橋を含む南芦屋浜全体を「南芦屋浜特別地域」に、芦屋川特別景観地区と同様の範囲を「芦屋川特別地域」に指定し、国道2号以北の宮川沿岸と、鳴尾御影線、山手幹線の沿道一帯を「沿道沿岸特別地域」に、国道2号と43号の沿道一帯と、JR芦屋駅前周辺を「広告物誘導特別地域」に指定しております。また、現在、第1種禁止地域に指定されている市街化調整区域の範囲を「第1種地域」に、第2種禁止地域に指定されている住宅専用地域の範囲を「第2種地域」に、許可地域に指定されている範囲を「第3種地域」に指定しております。先ほど申し上げました通り、この内容については、次回の都市景観審議会において諮問いたします。

最後にこれまでの経緯と今後のスケジュールについてご説明させていただきます。資料の最後のページをご覧ください。昨年7月に、本審議会のメンバーでもある小浦先生と栗山先生を含めた有識者の方3名と、広告業者の方代表で1名、市民の方代表で1名、計5名で構成される広告物条例原案策定委員会を立ち上げ、その後9カ月の間、計5回の会議において議論を重ね、今回お示しした条例の骨子を作成致しました。今後、兵庫県や検察庁等、関係機関と協議を進めつつ、7月13日から1カ月間かけてパブリックコメントを実施し、頂いた意見を基に再検討を行い、方向性について大きな変更がなければ、12月議会に条例案を提出したいと考えております。その場でご承認をいただければ、来年1月に条例を制定し、3カ月間の周知期間を経て、4月1日に施行したいと考えております。

以上で「(ウ) 芦屋市屋外広告物条例(案)等について」の説明を終わらせていただきます。

○三輪会長 ありがとうございました。ご質問ご意見ございますでしょうか。

先程の議論ですが、今回この審議会での議論が説明事項でございますので、次回諮問に対する答申を受けて、そのあと都計審にも諮問し、議会で正式に条例として可決されて施行されるということですか。

○柏樹委員 景観計画も変えますよね。

○事務局(東) 景観計画は変える予定はありません。景観計画上では、屋外広告物について全体のざっくりした形の考え方としております。重要な地域についての指摘はありますので、それと合わせて運営していくと。条例と景観計画の運用の仕方は違いますが、条例でできない部分といいましょうか、概念的な部分。条例というのはきちんと作る必要がございますので。概念的な部分については景観計画で、合わせて運用するという形になります。

○柏樹委員 景観計画を触るのであれば都計審がスケジュールに載ってくるはずですが、今回は景観計画を触らないから都計審についても記載されていないということですか。

○事務局(東) そうです。

○三輪会長 屋外広告物条例と景観計画の関係について、もう少しご説明いただいていいですか。

○事務局(東) 独自の条例を策定しますので、屋外広告物条例で完結するというのは、基本的な考え方としてありました。ただ、他市がされているように条例だけではなく計画で運用している部分があって、条例で明確に数値化しにくい部分もあります。現実的に記載が不可能な部分については、景観計画のほうで考え方だけ明記させていただくという組立てとして、景観計画にこの部分はこう書くというようなことにしていますので、屋外広告物条例ありきとして計画で書いて、一定の考え方で整理していくという役割分担で最初から

つくっています。

- 三輪会長 趣旨はいいと思います。さっきの内容の議論も加えていかがですか。先ほどご意見があったように、書き方もあると思いますが。
- 木野下委員 ちょっといいですか。パブコメをとる前に、これが実施されるという事がわかって、自分の身に影響が出てくるという事がわかったら相当の意見が出てくる気がするものですから、パブコメをやる段階でいろんなところにしっかり意見を出してくれと言っておくことが必要ではないかと思います。実際後になっていろんな声が出てくることになりかねないので、そこは是非宜しくお願ひしたいと思います。
この条例が制定されるとして、これから先いろいろ許可したり規制したりするというのは、どれぐらいの仕事量なのですか。
- 事務局（東） 県条例を現在芦屋市が運用しておりますので、許可等の業務は今現在でもやっております。ただベースになる基準が相当変わってきますし、経過措置の対象となる広告物の対応をすることについては相当な事務量です。経過措置の5年と10年の節目をよりスムーズに、準備がちゃんとできるようなことにしようと思えば、条例を施行した段階で、丁寧な周知や説明をしておかないと、いきなり駄目ですよというような話になり、資金面も含めまして大変なご迷惑をおかけしますから、最初の段階で周知なり説明なりをしっかりするような作業が重要と思います。
- 木野下委員 規制される側はいろんな問い合わせがきたりして対応していくわけですね。それについて、今の市の職員の方の体制でできるかなと思ったのですよ。かなり厳しいやり取りになっていくのではないかと思います。「これやと商売できひんけど、どないしてくれるんや」みたいなね。
- 山城参事 新年度からのこの通りの予定でいきますと、やはり体制を強化していくという事は、人事当局には話をしています。そうでないと有効にこの条例が生きていかないと
思います。
- 木野下委員 風致条例についても、県から仕事がかかる形になると仕事が増えると担当課長がおっしゃっていましたが、今回もかなり仕事量が増えるだろうということは予想され、人の手当てをしておいてもらわないとなかなかうまくいかず、全体のいろいろなところに迷惑がかかるという事になりかねないので、是非宜しくお願ひしたいと思います。
- 三輪会長 それと最初におっしゃっていただいた周知ですが、例えば説明会ってあるのですか。
- 事務局（東） パブリックコメントという形でしますので、それは広く区別なく意見を頂く場でございますので、実際施行にあたっては先ほどご指摘頂いたように節目でトラブルにならないような形での周知というのはさせて頂こうかなと思っております。いろいろな団体に「このようなことをしようと思っておりますがどうですか」と直接聞くようなことは今のところ予定はしておりません。
- 柏樹委員 1月1日決定、4月1日施行で3か月しかないのです、前倒しで啓発されたほうがいいのではないのでしょうか。
- 事務局（東） 一度考えてみます。
- 前田委員 先程ですね、数を聞かれた時に318個と把握されていますよね。既存のもののはしっかり是正しなくてはいけないので、その内容が知りたいなと思ひまして。数がはっきりわかっているわけだから当事者はわかっていますか。まだですか。
- 事務局（東） まだです。
- 前田委員 具体的にどのように問題が発生するのかと予測がついているのだろうか。あと細かいことでわからないことを教えて頂きたいのですが、例えば「自家用広告物」というのと「管理用広告物」というのと言葉がでてくるのですが、これ申し訳ございません

がどうい内容か教えて頂きたいです。「自家用」とはなにか。「管理用」とはなにか。

○事務局（東） 「自家用広告物」というのは一般の家で言うと表札になります。お店なんかで言うと屋号であるとかその業態ですね。例えば「建設業一般」とかそういったもろもろの状態も含めた屋号等を「自家用広告物」というようになります。

「管理用広告物」というのは、例えば空地とかがあれば「〇〇不動産管理地」というような管理をするために必要な広告物は屋号ではございませんので、そういったものが「管理用広告物」と言います。

○前田委員 ありがとうございます。

○三輪会長 ビルがあってどっか別の会社が屋上で看板を出させてくれというのがあるじゃないですか。あれは自家用ではないのですか。

○事務局（東） 自家用ではなく、貸広告になります。

○前田委員 貸看板は全面的に禁止しているのですか。

○事務局（東） そういうことではないです。屋上は駄目という事だけで。

○三輪会長 時間的なこともありますので、先に報告事項をご説明頂けますでしょうか。

○事務局（辻） それでは、報告事項から「景観地区における認定状況について」ご説明させて頂きます。

本日屋外広告資料の「芦屋景観地区における建築物等の認定状況」と表紙に書かれております資料にあります平成26年11月から平成27年5月31日までの景観地区における景観地区および芦屋川特別景観地区における建築物認定状況を記載しております。

まず、景観地区内におきましては11月から27年3月まで大規模建築物が合計14件、その他の建築物については124件、認定工作物は6件となっております。全体年度の合計は368件となっております。4月から5月までで言いますと大規模建築物1件、その他の建築物が48件、認定工作物が2件となっております合計が51件でございます。

芦屋川特別景観地区内においては11月から3月までの間認定件数はございません。全体の年度で言いますと2件です。4月から5月の間で言いますとその他の建築物の新築が1件のみとなっております。以上です。

○三輪会長 ありがとうございます。報告事項イも続いてお願いします。

○事務局（辻） 続いて報告事項イ「芦屋市景観アドバイザー会議の開催状況について」でございますが、平成26年11月から平成27年度5月におけるの景観アドバイザー会議の開催状況についてですが、平成26年11月20日に第6回、平成27年2月13日に第7回、平成27年3月20日に第8回を26年度は開催しております。それぞれ清水町における共同住宅、東芦屋町における共同住宅、打出小槌町における共同住宅、松ノ内町におけるテナントビルについて、それぞれ景観アドバイザーの意見をお聞きしました。

平成27年度につきましては、第1回が平成27年4月7日、第2回が平成27年5月18日に開催致しまして、それぞれ岩園町における共同住宅、東芦屋町における共同住宅を見て頂いています。

それぞれの場所はその次のページの地図に書いてございます。

第6回と第2回は同じ建物ですが、これは第6回のアドバイザー会議のものが取り下げがございまして新しく計画変更という形で平成27年第2回に提出されたものです。以上です。

○三輪会長 はい、ありがとうございます。

まず、報告が2つありましたがなにかありますか。

○木野下委員 今報告頂いた景観アドバイザー会議の開催状況で何回も出席者が1名となっているのですが、お一人の意見だけになってしまうのですか。

- 事務局（東） アドバイザー会議は決めるというのではないので、前も少し説明しましたがまねな事ですが、過去にも1名というのは1、2回ございました。日程調整は行うのですが、例えば風邪を引いたとか急遽出席できないとかありましたので、1名で開催させていただくこともありました。
- 木野下委員 1名でも会議として成り立つのですね。
- 事務局（東） はい。
- 三輪会長 では、先程の議論なんですけどもう終了の時間が近づいております。ご質問等ございましたら、事務局にお尋ね頂くとということで。これは随時。間にパブコメがありますから、パブコメの内容等は事前に委員の方に知らせてはどうでしょうか。どんな意見が出ているのかが知りたいのです。
- 事務局（東） それは次回諮問の際に、パブコメのどんな意見が出ているかお示しさせていただきます。
- 三輪会長 それはもちろんなのですが、まあそれで宜しいですかね。
- 柏樹委員 諮問答申は一回ですよ。
- 事務局（東） パブコメの結果若干変わる可能性がございますので。
- 委員 これ基準をひとつ決めるとかじゃないのにすごいですね。諮問答申一回って。条例つくるのですよね
- 三輪会長 条例をつくるための審議会ではないので。
- 事務局（東） 条例をつくるために景観審にやる諮問答申をさせて頂くのではなく、こういった景観に大きな影響を与える条例をつくることに対する内容についてお尋ねをすると。
- 三輪会長 諮問というのは、エリアの設定とか条例に書かれている意見をきかないといけない。
- 事務局（東） そうですね。景観審の位置づけについてですね。
- 三輪会長 地域区域とかその辺の話については9月の時に。
- 事務局（東） そうですね。
- 柏樹委員 条例の制定については市の責任でされるということですか。
- 事務局（東） 条例については議会で審議して頂くことになります。
- 柏樹委員 その内容はどこに諮るのですか。
- 事務局（東） 議会です。
- 柏樹委員 議会で図るだけで審議会や協議会に諮るわけではないのですか。
- 事務局（東） 条例そのものについては、審議会での諮問等はいりません。内容についてのご意見をこのような形で聞かせて頂くことはあります。
- 三輪会長 施行後に屋外広告物の審議会を作られるようなことは考えられていないですか。
- 事務局（東） 今の段階ではそこまで考えていないですけども、先程の特別な規制を上回るものに認めるというようなものは、アドバイザー会議の先生方に見て頂こうかなと思っております。
- そうでなくて、別途作るべきだという意見がございましたらまた検討させていただきます。
- 三輪会長 よろしいですか。
- それでは、その他事務局から連絡事項ございましたらお願い致します。
- 事務局（東） 先程も申し上げましたが、次回の景観審議会は9月ごろ開催させて頂きたいと思っております。宜しくお願い致します。
- 三輪会長 それでは今日はありがとうございました。

以上